遠距離通学等による通学費支援

Ｒ５年度から、遠距離通学等による高額通学費の一部を補助します！

◎ 対象者（①～③の全てに該当）

①所得要件を満たす者

次の計算式で算出される額が１５４，５００円未満

【計算式】
令和５年度の市町村民税の課税標準額×６％－市町村民税の調整控除額
※親権者が２名の場合は、それぞれ上記の計算を行い合算する

②通学定期券（バス・モノレール）及び通学回数券の１ヶ月あたりの利用額が１５，０００円を超える者

③他の通学費支援（※１）を受けていない高校生（県立の通信制除く）、県立中学生、私立中学生（※２）

※１ 県から通学費無料化のオキカが交付されている世帯など。 ※２ 私立の中高は総務私学課（098-866-2074）に確認して下さい。

◎ 支援内容

通学定期券及び通学回数券の１ヶ月あたりの利用額（※４）が
15,000円（基準額）を超える場合に、15,000円を超える部分を補助

※４ オキカに現金をチャージしてのバス・モノレール利用は対象外

◎ 交付申請・請求申請期間

令和５年度の補助金交付申請受付期間は、

令和５年７月３日（月）～令和５年７月３１日（月）

【交付申請】学校事務室へ以下の①から⑤の書類を提出してください。

①遠距離等通学費補助金交付申請書（様式１）
②令和５年度の所得課税証明書（お住まいの市町村役場で発行）
③通学計画書（様式２） ④債権者登録申請書 ⑤通帳の写し

【請求申請】学校事務室へ以下の④から⑦の書類を提出してください。

④遠距離等通学費補助金請求書（様式３）
⑤補助金額計算書（様式４）
⑥（定期券購入者）通学定期券購入額一覧表（様式４－２）
（回数券購入者）通学回数券使用実績報告書（様式４－３）
⑦定期券または回数券購入時の領収書等 ※領収書は原本のみ可

おねがい！！

通学定期券・通学回数券の領収書原本や、定期券の券面（表裏）のコピー、回数券の表紙の原本は **必ず保管**しておきましょう！

年２回の補助金請求時には、領収書原本や通学定期券の券面のコピー、通学回数券の表紙の原本の提出が必要です。

※補助金請求は、令和５年７月と令和６年２～３月の年２回です。
１．７月に請求している場合は、７月以降の実績分を請求してください。

２．７月に請求していない場合は、令和５年４月から令和６年３月までの年間実績分で請求してください。

通学定期券

○○ ⇔ △△
R5.○月△日まで
氏名　金額

通学定期券の券面には、有効期間と氏名、金額等が印字されています。
※定期券の更新時には印字内容が上書きされるため、**更新前にコピーをとってください。**

区間・○○円		
	回数券	回数券
	回数券	回数券
	回数券	回数券
	回数券	回数券
	回数券	回数券

通学定期券の表紙には、回数券の区間と区間あたりの金額が印刷されています。
表紙は必ず保管し、補助金請求時にすべての表紙の原本を提出してください。

申請書記入例、FAQ等は下記ホームページに掲載しています。

沖縄県　遠距離通学

【お問い合わせ】教育支援課（専用ダイアル）098-866-2116